

平成27年度忠岡町介護保険運営協議会及び忠岡町地域包括支援センター運営協議会 議事録

開催日時 平成27年3月25日(金) 13:30～15:00

開催場所 忠岡町役場3階 研修室1, 2

出席者 【委員】

忠岡町自治会連合会会長	高見 晃市
忠岡町老人クラブ連合会会長	田部 通夫
泉大津市医師会代表	廣部 尚武
忠岡町歯科医師会代表	寺本 正徳
泉大津薬剤師会代表	辻内 秀美
忠岡町居宅介護支援事業者代表	久保 亜由美
忠岡町民生・児童委員協議会会長	勝元 芳夫
忠岡町国民健康保険運営協議会会長	森野 良勝

(欠席委員)

忠岡町社会福祉協議会会長	上ノ山 幸子
忠岡エイフボランティアネットワーク	井下 知子

【事務局】

萬野健康福祉部長
いきがい支援課 泉元課長、畑中係長、仲岡主事

配布資料

- ・ 会議次第
- ・ 忠岡町介護保険運営協議会委員 忠岡町地域包括支援センター運営協議会委員名簿

【会議資料】

(忠岡町介護保険運営協議会)

- ・ 資料1 介護保険運営状況について
- ・ 資料2 平成28年度における介護保険の主な改正について

(忠岡町地域包括支援センター運営協議会)

- ・ 平成27年度介護予防の取組について
- ・ 平成28年度忠岡町地域包括支援センター年度予定(案)
- ・ 資料1 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 町長挨拶

4. 忠岡町介護保険運営協議会について

・事務局：資料1、2の説明

・会長：何かご意見等ございませんか。

・委員：認定審査会の状況の②の一番下、軽度変更が0.3%であるということだが、年を重ねてくると重くなるのが自然な形な中で、軽度になるという事はご自身が何か努力をされている感じでしょうか。

・事務局：基本的には一次判定からの軽度判定となっており状態が改善されていなければ、一次判定の段階では下っていると思うのですが、実際には認定調査の状況等であるとか主治医意見書の状況から軽度のほうがいいのではないかとボーダーライン上にいる方だと考えます。

・委員：希望と現状がちょっとずれているのですか。

・事務局：希望というよりは、状態像で介護の時間計算をして、それで認定を出すのですが、例えば要介護1と要介護2の狭間の方がおられ、審査会の段階で要介護1でもいいんじゃないかと結果になったと思います。審査会の先生方も資料を見て要介護1と出しても大丈夫であろうとかそういう中で判断してくれていると思います。

・会長：他にございませんか。

・委員：2の要支援、要介護認定者数で認定者と認定率とおっしゃっていたのですが、認定率とは何のことでしょうか。

・事務局：認定率は第1号被保険者のうちの認定を持っている方になるので、2の要支援、要介護認定者数の平成27年度の1,030名を第1号被保険者の4,714名で割ったものが認定率となります。

・会長：他にご質問・ご意見ございませんか。

次に次第の2のその他の案件でございますが、事務局は何かございますか。

(資料の説明)

・会長：ありがとうございます。

実はですね、昨日突然私が意見書を書かせてもらっている事業所さんが、ケアマネージャーさんが変更になりました。と見てみたら、見たことのない貝塚市の事業所だった。3月31日までに他市町村の事業所であっても持続できるという、この方の場合はそれが可能になるということですか。

今は忠岡町内の事業所になっています。

- ・事務局：ケアマネージャーさんは特に関係ないんですけども、たぶんそれは要介護1以上の方だと思うんですけど、その方が小規模の通所介護に通われているのであれば、今の段階で引き続き利用できることになります。
- ・会長：ケアマネージャーさんは関係ないのですか。
- ・事務局：ケアマネージャーさんは関係ないです。
- ・会長：ケアマネージャーさんの所属している事業所は他の市町村でも大丈夫という意味ですか。
- ・事務局：被保険者の方がどこに住んでいるかというのでみます。
- ・会長：ありがとうございます。
他にご質問はないでしょうか。
もう一つ私のほうからすみません。
2人の方から感想というか意見をいただいたのですが、1人は「変更区分を届け出たけど、却下しますという返事だけだった。却下とは何ですか。もうちょっと言い回しはないですか。」と。いつも減らず口のおばあさんだった。もう1人は「デイでの入浴サービスが、行き渡って銭湯が維持できなくなって忠岡町内の銭湯がなくなってるんですね。突然閉鎖ということになって、今は、週に1回の入浴だけ、せめて週2回お風呂に入れてもらいたい。そこに訪問入浴をつけるには住居上もあって、デイを週2回に増やして欲しいんやけど。」という依頼で、意見書を書いて欲しいというふうに来られる。一次ソフトではねるんで、そういうことが考慮されるかなどうかなということで、昨日、私が書いて今日持ってきました。こういう相談は切実に町内の銭湯がなくなってしまっているところがないんですよ。こういうのはどこが救うのか。
- ・事務局：先日も馬瀬の銭湯が閉鎖というか辞めたということを知りましたので、そのことかなあとは思うんですけども、入浴介助についてはケアマネージャーさんに相談していただいて、その方は、軽い方なんでしょうね。週1回といったら軽い方だと思うので、どれだけ入浴介助が必要かということは、ケアマネージャーさんに判断していただいて増やしてもらうという形になるかと思います。
- ・会長：日本人だからということではないでしょうけど、割と風呂好きというか、清潔というか入浴を気持ちよく人生の最終段階のところで打ち切られるようなことなのかなあという感想だけです。すみません。
その他、この説明でご意見ございませんでしょうか。
- ・委員：町内で住んでいるというのと違うところというのは、どんな差があるんですか。原則として事業所が所在する市町村の被保険者だけがサービスを利用できる。利用できるのとできない立場どんな差があるんですか。
- ・事務局：地域密着型になりますので、それぞれの市町村の小規模の通所しか利用できない。忠岡の方は忠岡の小規模通所を希望すれば、そこしか利用できない。
- ・委員：忠岡であれば、5ヵ所しか利用できない。
- ・事務局：そうなんです。小規模に行こうと思えば、他市の小規模には行けないんです。
- ・会長：他市が大きいとこやったら、他市を利用することもできるということですね。
- ・事務局：定員が19名ですので、19名以上のデイサービスであれば、他市のデイサービスは

利用可能なんです。

- ・委員：そうすれば、今まで通り行けるんですね。
- ・事務局：そうですね。19名以上のデイサービスであれば、他市の事業所でもデイサービスには、通えるという形になります。
- ・委員：わかりました。
- ・会長：ありがとうございました。
他にご質問はございませんでしょうか。
- ・委員：時間があるのなら、さっきのお風呂、入浴の件についてちょっと触れてみたいんですけど、銭湯がなくなる、でも高齢の方で毎日でもお風呂に入りたいという方がおられるとするなら、風呂がないなら町でどっか建物、場所を確保したら怒ってこられる。せめて軽度の方だけでも通って、そこに入浴に関してプロの方がおったらという形の利用というのができたら、たぶん助かるんじゃないかと思います。そういうのは夢物語でしょうか。
- ・事務局：以前であれば旧の福祉センターにあったんですけど、福祉センターも移転する前にはもう閉鎖しましたので、町でいうのは、なくなってしまたんですけど、実際介護が必要になってくると安心して利用できるとなると、デイサービスで利用していただくということが一番本人さんにとっても家族さんにとっても安心して介助がいますので、入る状況かなと思うんです。お風呂の介助というのは、介助者も大変ですし、入っている方は裸ですから、介助者は着ていますので、大変やったりまた、滑りやすい状況でもあったりしますから、介護者がいる状況のほうが要介護者にとっては安全に入浴できるのかなあというところですよ。
- ・委員：重度の方は理解できますけど、比較的軽度の方で、現場に身体さえ運んでくださったら、自分で入浴できるというような方々、先ほどおっしゃった福祉センターがあればそこへ足を運んで入浴をして時間をつぶしてというのができると思います。また、復活というかやっぱり難しいのでしょうか。
- ・事務局：今は難しいかなあと思います。
- ・委員はい。わかりました。
- ・会長：他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。
介護保険制度についての関係のことも最後に何かご意見ございませんでしょうか。

5. 忠岡町地域包括支援センター運営協議会について

- ・事務局：平成27年度介護予防の取組について、平成28年度忠岡町地域包括支援センター年度予定（案）、資料1 介護予防・日常生活支援総合事業の構成の説明
- ・会長：何か新しいことがいっぱい出てきましたね。
要支援1・2がなくなるのは、何か理由があるのですか。ただ名前が変わるだけですか。今までの状態で一次ソフトで要支援1やった人は。
- ・事務局：要支援1・2の人はそのまま残ります。ただサービスの体系が今は制度としての給付となっておりますが、これからは市町村事業ということで総合事業に移っていくという形になります。

基本的には、介護給付の場合は、ほぼ全国的にサービスは変わりなく提供できているんですけども、市町村事業になりますので、市町村が単価を決めていくことになるんですけども。

- ・会長：例えば、予防のための体操とかはどっかに委託するとか。
- ・事務局：介護予防の教室であるとかは、また少し違うのかなと思うのですが、これは改めて一次予防として町としてやっていく分になると思います。
- ・会長：場所とかはどうなりますか。
- ・事務局：町がやるとなると、福祉センターであるとか、細かく行うのであれば、集会所レベルでも可能かなと思っています。一般介護予防教室になるとおもいます。

要支援1の方で総合事業になりますので独自で単価設定等できるんですけども、なかなか5市1町の広域事業所指導課で動いていますので、5市1町である程度基準をまとめた方がわかりやすいんじゃないかというので、今意見交換をしている所であります。

- ・会長：ありがとうございました。他にご質問等ございませんでしょうか。

想像以上に隙間が出きている（ウ）と（エ）（平成28年度忠岡町地域包括支援センター年度予定（案）P5）ですかね。この隙間のために今日のニュースで横浜のほうで病死で亡くなった。訪れたら、押し入れで身元不明の遺体が見つかったと。人生の最後の尊厳を持って迎えられるようなシステムを作り上げていただきたいという願望です。

これで議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。